



平成26年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表者名 代表取締役社長 井川 幸広
(コード番号 4763 JASDAQ市場)
問 合 せ 先 取締役 経営企画グループ
グループマネージャー 黒崎 淳
(TEL:03-4550-0008)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成25年10月25日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成 26 年 5 月 14 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表取締役 井川 幸広



平成 25 年 10 月 25 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

	ページ番号
I. 改善報告書の提出経緯.....	2
1. 改善報告書の提出理由.....	2
2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因.....	2
(1) 発覚した経緯.....	2
(2) 不適切な取引の概要について.....	4
(3) 業績への影響について.....	5
(4) 不適切な取引の動機、目的.....	6
3. 不適正開示の発生原因の分析.....	8
(1) LE 社における個々の業務に対するチェック体制の不備.....	8
(2) LE 社における他部門等からの牽制の不在.....	10
(3) 当社による子会社に対するモニタリング体制の不備.....	10
(4) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の不足.....	11
II. 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況・運用状況.....	12
1. 改善措置並びにその実施状況・運用状況.....	12
(1) LE 社における個々の業務に対するチェック体制における改善措置.....	12
(2) LE 社における他部門等からの牽制における改善措置.....	17
(3) 当社による子会社に対するモニタリング体制における改善措置.....	20
(4) 当社グループにおけるコンプライアンス意識における改善措置.....	22
(5) その他.....	24
III. 改善措置の実施状況及び運用状況についての評価.....	24

I. 改善報告書の提出経緯

1. 改善報告書の提出理由

当社は、平成 25 年 9 月 27 日付「当社連結子会社における不適切な取引及び会計処理に関する内部調査報告について」において開示いたしました内部調査結果に基づき、平成 24 年 2 月期第 2 四半期から平成 26 年 2 月期第 1 四半期までの過年度決算短信等の訂正を行いました。これらの過年度決算訂正の内容及び業績に及ぼす影響については、別紙 1 「訂正による過年度連結業績への影響額」の通りとなります。

これらは、当社の連結子会社である株式会社リーディング・エッジ社（以下「LE 社」といいます。）において、特定の社員が行った架空・循環取引等に伴い、不適切な会計処理が行われたものであり、受発注プロセスや売上計上に係わるプロセスやモニタリング等の内部統制が有効に機能していない状況が認められました。本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、適時開示体制について改善の必要性が高いと認められるとの理由により、貴取引所より平成 25 年 10 月 10 日に有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づく改善報告書の提出を求められ、平成 25 年 10 月 25 日に提出いたしました。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

(1) 発覚した経緯

当社の連結子会社である LE 社 EC マーケティング事業部（以下「EC 事業部」といいます。）が、株式会社甲（以下「甲社」といいます。）から受注した開発委託等の業務に関する甲社に対する売掛金につき、平成 25 年 4 月末から 5 月末にかけて合計 321,762 千円（税込）の支払遅延が発生しました（以下「本件売掛金」といいます。）。本件売掛金の回収について、LE 社が甲社との交渉にあたっておりましたが、平成 25 年 5 月末に本件売掛金に対して一部の弁済（7,680 千円）が行われたのみで、具体的な回収にはつながらない状況にありました。

こうした状況において、LE 社による甲社に対する裁判上の請求の検討を行うとともに、当社子会社において 3 億円超という売掛金の回収問題が生じたことに鑑み、グループ管理の観点から内部監査室等の当社関連部署による調査を並行して行いました。かかる調査の中で、LE 社及び甲社間の取引について、取引に関する検収書等の帳票の一部不備、不自然な支払サイトの設定や売掛金額の推移、担当社員及び LE 社の取引先等の関係当事者の供述内容等から、甲社及び LE 社間における取引について架空取引・循環取引の疑いが強まりました。

そこで、本件売掛金が発生した取引のみならず、LE 社及び甲社間における取引全般（以下「本件甲社取引」といいます。）並びに本件甲社取引に起因して内部統

制の観点から調査・確認が必要と考えられる事項について、その実態及びその適正性について調査を行うべく、平成 25 年 8 月 28 日に開催された当社取締役会において、外部専門家（弁護士及び公認会計士）を委員に加えた内部調査委員会を設置することが決議され、本件の事実関係、要因、業績への影響、類似取引の有無及び再発防止策等について調査、検討を行いました。

< 内部調査委員会の構成（敬称略） >

- 委員長 : 井川 幸広（当社代表取締役）
- 委員 : 黒崎 淳（当社取締役 経営企画グループ 兼 管理グループ担当）
- 委員 : 古川 建比古（当社内部監査室長）
- 委員 : 河合 弘之（弁護士 さくら共同法律事務所 パートナー）
- 委員 : 太田 将（公認会計士 株式会社アセントパートナーズ 代表取締役）

本件調査の対象となる取引を確定するにあたっては、まず、当社グループ全体の取引を精査する必要性を検討し、①会計監査人により甲社との取引に関する与信管理等や取引実態を示す根拠資料の具備状況等の懸念点について指摘を受けていた LE 社と異なり、当社グループ全体については、本件調査の端緒となった本件売掛金の未回収問題のように多額の未回収債権の発生はしておらず、与信管理の内部基準に従った運用がされていること、また、②EC 事業部のように社員 1 名のみが所属しており実務を担当するという不正行為に対する社員間における相互抑制の効きにくい構成である部署は当社グループにおいて LE 社 EC 事業部のみであること、さらに、③本件甲社取引を担当していた EC 事業部の全ての顧客並びに下請・委託業者等（以下「下請業者等」といいます。）の取引先（把握しているこれらの取引担当者を含む）と LE 社の他の事業部及び LE 社以外の当社グループ各社の全ての取引先の照合作業を行い、これらに重複がないこと（すなわち EC 事業部の内部・外部関係者と当社グループ各社との間に取引関係がないこと）が確認できたため、本件調査の主たる対象取引を EC 事業部発足から現在までに担当した全取引（LE 社による顧客からの受注取引平成 21 年 11 月以降合計 180 件及びこれに伴う LE 社から下請業者等への発注取引）と確定しました。但し、EC 事業部が設置された平成 21 年 11 月から平成 23 年 5 月までの受注取引 92 件については、当社が元請となって LE 社に作業を発注した取引であり、その受注活動から請求、入金に至るプロセスは当社直轄で適切に管理されており、問題は検出されませんでした。

上記を踏まえ、本件調査において調査対象とした事項及び調査の概要は以下の通りであります。

1. 本件調査における主たる調査対象となるべき取引を確定する過程における、本件類似の潜在的危険性を含む当社グループにおける取引の有無に関する調査・検証作業を行いました（上記参照）。
2. 上記の基準に従って EC 事業部における本件調査の対象取引を抽出し、その内容（存在する帳票、売上計上月、取引先、外注先、取引金額、入金の有無）について確認しました。特に、本件調査の端緒となった本件甲社取引について、取引の背景と実態及び取引内容を詳細に調査・検討しました。
3. EC 事業部における本件甲社取引と類似する又はその他の内部統制・会計上の問題点を含む取引事象の有無及び取引内容を詳細に確認しました。
4. 本件甲社取引及びこれに類似する又はその他の内部統制・会計上の問題点を含む取引事象（以下「問題取引」といいます。）について、会計処理の妥当性並びに LE 社及び当社連結財務諸表等への影響を調査・検討しました。
5. 問題取引が発生した背景とその原因の分析及び再発防止策の検討を行いました。

(2) 不適切な取引の概要について

前述の調査の結果、LE 社 EC 事業部における問題取引は、「甲社との取引（架空取引・循環取引）」「(甲社以外との) 作業実態のないいわゆるスルー取引」「(売上を計上していないものの) 仕掛品の回収可能性が乏しい取引」の3つに分類されることが判明しました。

a. 甲社との取引（架空取引・循環取引）

甲社との取引は、いずれも外形上は通常の開発業務等の受託取引として取引総額が売上として計上されていましたが、背景としては、甲社への資金繰り支援の目的で行われていた蓋然性が高く、甲社との取引が開始された平成23年8月以降の全ての本件甲社取引67件のうち、各種証拠を基礎として、問題取引に関連して下請業者等に支払った資金が（名目上の）下請業者等を経由して最終的に甲社に支払われるいわゆる循環取引を含むLE社における実質的な業務実態のない架空取引ではないと断言できる取引は存在しませんでした。

本件甲社取引が、甲社とLE社との間における決済条件が、「末日締め、翌々月末払い」である一方、LE社と（名目上の）下請業者等間の取引における決済条件が「末日締め、当月末払い」の支払サイトとなっているため、甲社代表取締役（以下「甲社代表」といいます。）は、LE社に対する支払時期まで資

金的な融通を得ることができる点を狙ったものであり、他方、LE 社 EC 事業部の社員であった A 氏は、甲社からの受注額（税抜）の 5%相当額を LE 社が利益として取得したうえで、残額を（名目上の）下請業者等に支払いを行うことで、甲社からの受注額総額をもって売上計上することによって、自身が唯一の所属する社員であり自身の評価に直結する EC 事業部の業績向上を主な目的としていました。

b. （甲社以外との）作業実態のないいわゆるスルー取引

前述の本件甲社取引のみならず、EC 事業部における受託取引の実態は、LE 社において取引窓口として定額割合の手数料相当額を取得し、実作業はほとんど全て他の下請業者等が行う、いわゆるスルー取引として認識されるものでほぼ占められていました。これらの問題取引は、いずれも LE 社の発注元からの受注額総額をもって LE 社の売上金額として計上する処理が行われていました。

c. （売上は計上していないものの）仕掛品の回収可能性が乏しい取引

本件甲社取引とは異なり、資金援助等を目的とした取引ではなく、また、過年度において売上計上している取引ではないものの、外注先への先払いが発生している案件について、仕掛品として 59,573 千円が今年度計上されている案件が存在しました。発注元との契約書も締結されており、取引自体の実在性は確認できておりますが、コンサルタント業務として提供するサービス内容及び成果について、発注元との間で認識に齟齬がある一方で、下請業者に対して既に多額の支払いが行われておりました。調査の結果、当該仕掛品については、現時点における案件の成熟度及び今後の進展可能性を勘案すれば発注元に検収され売上計上される具体的な可能性が乏しく、当該仕掛品に関する資産価値は疑わしいと言わざるを得ず、当該仕掛品についても、評価を改める必要があるものと判断しました。

(3)業績への影響について

調査の結果、平成 24 年 2 月期第 2 四半期から平成 26 年 2 月期第 1 四半期決算において、別紙 1 の表の通り訂正を行いました。

なお、会計処理については、以下の通り修正を行いました。

<上記 a. 及び b. に該当する取引>

前述の通り、平成 23 年 8 月以降の全取引については、いずれも、架空・循環取

引である本件甲社取引又は LE 社での業務実態が認められない取引に該当することに鑑み、全額、売上及び対応する売上原価等の取消を行うことといたしました。したがって、問題取引が実行された各会計期間において、問題取引に関する売上高及び対応する売上原価等を取り消すとともに、当該会計期間の各期末、四半期末において、外注先等の下請業者等に対し支払いを行った金額から、売掛金の回収として甲社等から入金済みの金額を控除した未回収額につき、営業外債権（未収入金）を計上いたしました。また、当該営業外債権については、当社及び LE 社は、訴訟等の法的手段も含め、最大限の回収努力を行っていく所存ではありますが、本件調査の時点において、具体的な回収方法、回収時期及び回収可能金額の算定は困難であること、また、問題取引の背景及び実態並びに取引関係者の当時の財務内容と支払能力等を踏まえ、各会計期末、各四半期末において、当該営業外債権残高全額に対し、貸倒引当金を計上することといたしました。なお、問題取引に関する過年度の消費税額については、甲社等の取引相手方からの回収の困難性を考慮し、各期において販売費及び一般管理費として費用処理することといたしました。

<上記 c. に該当する取引>

本件調査の結果、上記 c. に該当する仕掛案件については、今後の売上計上の可能性が乏しく、また、当該案件の発注元への一部対価の請求も困難であるため、対価に相当する成果物が明確な仕掛品を除き、その大部分を支出時点に遡って取消を行うことといたしました。なお、上記取消後の仕掛品残額についても、当期の費用として計上することといたしました。

なお、財務諸表等の訂正に関する部分の調査は全て完了しており、上記会計処理をもって、今後の調査によって新たに財務諸表等の訂正が必要となる余地はないものと判断しております。

(4)不適切な取引の動機、目的

A 氏と甲社代表は、A 氏が LE 社に入社する以前から IT 事業者の懇親会等を通じた交流がありました。平成 23 年 7 月ころに、甲社において、第三者から大規模なシステム開発・支援プロジェクトを受注するという予定がありました。甲社代表及び A 氏間において、当該プロジェクトの一部を LE 社に委託し、協力してプロジェクトを進めていくという話が持ち上がりました。A 氏としては、同システム開発・支援案件を継続的に受託することができれば、LE 社にとっても大きなメリットになると考えており、本件甲社取引を開始するにあたって甲社代表及び A 氏に共通の利害・密接な関係を有する背景がありました。

もつとも、当該プロジェクトの話が持ち上がる以前から、甲社は売掛金の回収不能が生じる等により資金繰りに悩みを抱えている状況にありました（A氏が甲社に資金を融通できるよう知人を紹介したという経緯もあり、甲社代表とA氏がより懇意になっていきました。）。他方、甲社において、大規模なシステム開発支援業務を進めるうえで、自社のみならず他社にも開発業務等を委託する必要があり、そのための資金を調達する必要が生じていました。

そこで、A氏及び甲社代表は、甲社からLE社に業務を発注し、その支払期限を「末日締め、翌々月払い」という支払サイトにする一方、LE社から甲社代表が懇意にしている友人が経営する有限会社乙（以下「乙社」という。）への支払いを「末日締め、当月末払い」の支払サイトとして、乙社を経由して甲社に資金を環流し、甲社から実作業を行う下請業者等に支払うという、甲社にとって2ヶ月の支払サイトの余裕を生み出すための取引構造を構築しました。なお、その際、LE社は、甲社からの受注額（税抜）の5%相当額をLE社が留保したうえで、残額を乙社に支払うということがA氏及び甲社代表との間で合意され、LE社は当該5%相当額を粗利として取得することとなりました。

もつとも、後記のとおり、LE社経営陣は本件甲社関係取引の実態を把握せずA氏のみが実態を知っていたところ、乙社のみが多額の発注を行った場合、LE社経営陣に不信に思われる可能性が否めなかったことから、これを回避するため、A氏及び甲社代表間において、株式会社丙（以下「丙社」という。）及び株式会社丁（以下「丁社」という。）という別の事業者を経由して循環取引を実行するように、徐々に変更していきました。なお、丙社代表取締役（以下「丙社代表」という。）はA氏及び甲社代表の知人、また、丁社代表取締役（以下「丁社代表」という。）はA氏の知人であり、いずれもIT業界における共通の知人を媒介として知り合ったのであります。もつとも、丙社代表及び丁社代表ともに、LE社が甲社から発注を受けているという詳細は伝えられず、単に手数料5万円の支払代行業務としてA氏から依頼を受け、その指定された振込先に入金を行っていました。

以上の通り、本件甲社取引は、A氏がその権限を逸脱して甲社への資金繰り援助を一見通常の受託取引と装って実行し、また、自らが唯一の社員として所属するEC事業部の売上高をかさ上げすることも達成するという不適切な内容の取引でありました。しかしながら、外形上、本件甲社取引によりEC事業部の売上・利益の拡大があったことから、A氏はEC事業部担当執行役員としての給与のほか、平成23年8月以降、業績に応じた賞与として、合計4,865千円を受領しております。

A氏及び甲社代表の複数回のインタビューにおいて各自が供述した内容において、どちらが本件甲社取引の構築にあたってより中心的地位にあったか等について差違はあるものの、上記の本件甲社取引が開始した経緯及び各人の思惑は、基本的に一致しております。しかし、大きく異なる点として、甲社代表は、本件甲社取引を

通じて甲社に環流した資金と、甲社が支出した金員に、本件甲社取引において資金が経由した各社の手数料等を控除しても大幅な乖離があり、A氏が着服した可能性のある旨を主張しています。但し、甲社より、その具体的な金額不足について証拠の提出を受けておらず、また、本件甲社取引において「支払代行」として関与した会社の本件甲社取引における出金状況を任意で取得した情報を超え、強制的に捜査することは本件調査の性質上不可能であるため、当社にかかる主張に相当する事実を認定するには至っておりません。この点、A氏に対しては複数回の面談を行い、資料提出要請を実施し、事実関係の調査を行うとともに、個人的利得の有無を調査するため、預金通帳等の任意提出を多数回にわたって強く促しました。また、甲社代表等から指摘された着服の疑念をはらすために指摘内容を示したうえで弁解の機会を与えましたが、A氏は通帳の提出を拒否するのみで、着服の疑念について具体的な弁解や説明を行うことはありませんでした。もっとも、甲社代表が主張するA氏の個人的な不正の存否については、コンプライアンス上の観点から、当社において引き続き徹底した調査を継続し、不正な利得の存否に関する確固たる証拠をもとに資金の流れを究明の上、今後の対応を継続して議論・検討し、適切な法的手段に基づき、回収に向けて真摯な努力を尽くす所存であります。

3. 不適正開示の発生原因の分析

以下に記載する発生原因につきましては、前述した「a. 甲社との取引（架空取引・循環取引）」「b. (甲社以外との) 作業実態のないいわゆるスルー取引」「c. (売上を計上していないものの) 仕掛品の回収可能性が乏しい取引」全てに共通するものと認識しております。そのため、全てに共通する発生原因として、以下の通り記載いたします。(但し、取引cについては、売上計上していないため、下記(1)③は除きます。)

(1) LE社における個々の業務に対するチェック体制の不備

①受注プロセスにおける問題点

前述の通り、LE社EC事業部は所属社員がA氏1名のみであり、不正行為に対する社員間における相互牽制が効かない組織構成となっておりました。(当社グループにおいて、所属人員が1名のみの事業部はLE社EC事業部のみでありました。)

また、LE社の決裁権限規程においては、クライアントとの取引開始の決定は事業部長決裁となっておりました。但し、取引条件の設定が異例扱いのものに関しては、社長決裁となっておりました。本件甲社取引は、甲社とLE社との間における決済条件が、「末日締め、翌々月末払い」である一方、LE社と(名目上の)下請業者等間の取引における決済条件は「末日締め、当月

末払い」の支払サイトとなっている極めて異例な取引条件でありながら、A 氏の唯一の管理者であり決裁権者でもあった LE 社代表取締役（以下「LE 社代表」といいます。）は、受注内容について A 氏から商流やエンドユーザーの確認を十分に行っておりませんでした。また、注文書等の案件名が「〇〇一式」等抽象的な記述に留まっているものもそのまま承認しておりました。

②発注プロセスにおける問題点

発注プロセスにおいても、LE 社代表は A 氏からの口頭による報告に基づき、発注先及び発注内容について十分な確認をしないまま承認しておりました。

③売上計上プロセスにおける問題点

LE 社においては、派遣契約の場合は勤怠管理表を、請負契約の場合は検収書または作業完了確認書の確認をもって売上計上を行っております。本件甲社取引においても、契約関係の形式要件は整っていたため、売上計上を行っておりました。但し、EC 事業部が取り扱っていたシステム開発受託等の IT サービス取引は外部から実態が把握し難いという特性があり、また、取引金額が急激に増加したこともあり、連結財務諸表作成の観点から、当時も EC 事業部の取引の実在性、売上計上の妥当性及び売掛金の評価等に関して、当社より LE 社に確認をしておりました。その際に、A 氏より、発注先との契約書・注文書、発注元に提出した作業実績報告書、外注先からの請求書等の根拠帳票の提出がなされ、また、これらと整合する動員計画、開発フォーメーション、作業計画及び作業指示等に関する具体的な取引説明がなされていたため、当時はこれらの取引が実在するという判断をしておりました。

④支払プロセスにおける問題点

前述の通り、本件甲社取引は、甲社と LE 社との間における決済条件が、「末日締め、翌々月末払い」である一方、LE 社と（名目上の）下請業者等間の取引における決済条件は「末日締め、当月末払い」の支払サイトとなっている極めて異例な取引条件となっておりました。LE 社による毎月の下請業者等への支払いについては、LE 社代表が承認を行っておりましたが、A4 の 1 枚紙に支払先・支払金額をまとめたリストを A 氏が LE 社代表に提出するといった形式的なやりとりに止まっており、本件甲社取引以外も含め、LE 社代表において不審な取引推移を感知するには至りませんでした。

⑤与信管理プロセスにおける問題点

LE 社においては、LE 社代表及び各事業部の責任者が参加して毎月 2 回開

催されるフォーキャストミーティング（以下「FCM」といいます。）において、事業部ごとに個別の受注見込み及び採算見込み等について、報告がなされておりました。しかしながら、受注確定時における与信限度等に関する規定はなく、与信管理について明確に定められておりませんでした。

(2) LE 社における他部門等からの牽制の不在

①内部監査の不在

LE 社においては、その企業規模から、専門の内部監査部門は設置しておりませんでした。本件取引により売上規模が増加してきたことに伴い、昨年度より全社的な内部統制の評価対象事業拠点に加え、内部監査責任者を任命し、契約書の整備状況等の内部監査を開始した状況でした。また、当社内部監査室による内部統制機能についても、グループ各社での内部監査内容のチェックに止まっておりました。

②管理部門からの牽制の不在

LE 社においては、その企業規模から、管理部門は実務担当者 1 名のみであり、牽制機能としての位置付けにはありませんでした。

(3) 当社による子会社に対するモニタリング体制の不備

①当社によるモニタリング実施基準における問題点

当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制として、毎月開催される当社取締役会による経営状況の把握のほか、四半期ごとに当社グループ各社によるグループ会議（構成員は各社社長）を開催し、業務執行の意思決定と報告を行っております。また、当社による子会社管理体制を補完すべく、当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループについて、経営活動全般の管理・運営の制度及び業務の遂行状況を監査し、業務の合法性、有効性、効率性及び財務報告の信頼性を確保するとともに、その結果に基づく適切な情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案を行う等、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図ってまいりました。

しかしながら、当社及びグループにおいて重要な拠点と判断される子会社と異なり、LE 社はその規模から昨年度より評価対象となったため、徐々に規程の整備を進めていたものの、業務プロセスに係る内部統制監査は行っておらず、また当社内部監査室による能動的な監査も十分には行われておりませんでした。

②子会社からの当社への報告基準における問題点

当社グループ会社管理規程等に基づき、グループ会社からは年度事業計画及び毎月の決算報告等がなされておりましたが、LE社の急激な売上増加に際し、個別の取引内容詳細にまで踏み込んだ報告は求めておりませんでした。

(4)当社グループにおけるコンプライアンス意識の不足

①役職員教育における問題点

当社は、グループ・コンプライアンス・ポリシーを制定し、各構成員に対してその遵守を求めています。また、当社グループ各社によるグループ会議（構成員は各社社長）において、コンプライアンスの徹底について、毎年確認を行ってまいりました。しかしながら、グループ会社社員に対するコンプライアンス研修については、各社まかせとなっており、LE社においては実施されておりました。

②当社取締役会及び監査役会における問題点

当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制として、毎月開催される当社取締役会においてグループ各社の経営状況の把握に努めてまいりました。本件甲社取引に関しては、LE社の資金繰りを圧迫する取引であり、かつその利益率の低さから、当社取締役会及び監査役会として、LE社代表に対し取引解消の指示を行っておりましたが、本件甲社取引が架空取引・循環取引であるという事実を感知するには至りませんでした。

③内部通報制度の未設置

当社においては、内部通報規程を定め、当社役職員からの法令違反及び不正行為に関する相談・通報において、適正な処理方法を定めることにより、当社社内における法令違反及び不正行為を未然に防ぎ、あるいは早期に発見して是正することで、コンプライアンス経営の強化をはかっております。LE社においても、内部通報規程が制定されており、内部通報制度が平成24年7月より存在しておりましたが、従業員に対するその周知が十分ではありませんでした。

なお、改善報告書に「LE社においては内部通報規程が定められておらず、自浄作用が働かない仕組みとなっておりました。」と記載しておりましたが、このうち「内部通報規程が定められておらず」としていた部分については、事実誤認に基づく記載であったため、訂正させていただきます。

II. 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況・運用状況

1. 改善措置並びにその実施状況・運用状況

平成 25 年 10 月 25 日に提出いたしました改善報告書記載の改善措置及びその運用状況は、以下のとおりです。

(1) LE 社における個々の業務に対するチェック体制における改善措置

①受注プロセスの改善策

[改善報告書に記載した改善措置]

発生原因に記載の通り、LE 社 EC 事業部は所属社員が 1 名のみという不正行為に対する社員間における相互牽制が効かない組織構成となっていたことを踏まえ、今後所属社員が 1 名のみの事業部は組成いたしません。また、各事業部における取引先に対し必ず担当者を任命することで、各事業部内における牽制機能を確保してまいります。

従来からの決裁権限規程を改定し、取引の実在性が確認しやすい労働者派遣契約による取引に関しては従来通り各事業部長の決裁とし、当該不適切な取引が生じた請負契約による取引に関しては 5,000 千円未満の取引を LE 社代表決裁、5,000 千円以上の取引を取締役会の決裁に変更いたします。したがって、請負契約に関しては、支払サイト等の取引条件が異例扱いか否かに関わらず、全て LE 社代表以上の決裁を必要とすることといたします。

また、各事業部長は LE 社代表及び取締役会による決裁時に、当該取引の概況（商流やエンドユーザー等）、取引条件（資金回収日・資金支払日等）及び運営体制等を具体的に記載した「起案書」を添付し、決裁者は取引の実在性や支払サイト等を確認し承認を行う手続に変更いたします。

[実施・運用状況]

不適切な取引が行われた LE 社 EC 事業部は平成 25 年 9 月に廃止したため、改善報告書提出日より、当社グループ内において所属社員が 1 名のみの事業部は存在いたしません。各事業部における取引先に対し必ず担当者を任命し、それを上長がチェックする体制とすることで、各事業部内における牽制機能を確保する体制としております。

また、平成 25 年 11 月 26 日付 LE 社取締役会において決裁権限規程を改訂し、当該不適切な取引が生じた請負契約による取引に関しては 5,000 千円未満の取引を LE 社代表決裁、5,000 千円以上の取引を取締役会の決裁に変更いたしました。したがって、請負契約に関しては、支払サイト等の取引条件が異例扱いか否かに関わらず、全て LE 社代表以上の決裁を必要とすることとし、平成 25 年 12 月以降の請負契約については、LE 社取締役会もしくは社長

による決裁を取得しております。また、本社員が全員参加する朝礼にて周知した上で、改訂後の決裁権限規程を社内の共有キャビネットに保管し、全社員が閲覧可能にいたしました。(以下の項目においても、特に断りのない場合を除き、同一の方法により周知しております。)

なお、従来は LE 社代表の承認を得るにあたり、各事業部より口頭もしくは適宜のフォーマットにて説明が行われておりました。改善後は、各事業部長は LE 社代表及び取締役会による決裁時に、当該取引の概要(案件内容、契約形態・期間・金額)、取引条件(利益率、入金サイト、支払サイト)及び運営体制を具体的に記載した「起案書」を添付し、決裁者は取引の実在性や支払サイト等を確認し承認を行う手続に変更し、その旨を平成 25 年 11 月に制定した業務マニュアルに記載いたしました。

②発注プロセスの改善策

〔改善報告書に記載した改善措置〕

取引先との請負契約における発注プロセスは、決裁権限規程を改定し、受注プロセスにおいて作成された「起案書」に基づいて下請業者等への発注を行う手続に変更いたします。

また、「起案書」において記載された内容に変更等が生じた場合は、変更に伴う決裁権限を明確化し、当初の「起案書」及び変更後の「起案書」を添付の上、必要な決裁ルートによる承認を経る手続に変更いたします。

なお、契約期間 1 ヶ月を超える取引に関しては、各事業部長が FCM 時に案件の進捗を「起案書」に基づいて説明を行うものとし、仕掛品が発生している場合においては、管理部門及び LE 社代表が当該取引の進捗状況、当初想定との乖離の有無及び、収益性の低下の有無を確認し、資産性の判断を同時に行う手続に変更いたします。

〔実施・運用状況〕

改善報告書においては「取引先との請負契約における発注プロセスは、決裁権限規程を改訂し、受注プロセスにおいて作成された「起案書」に基づいて下請業者等への発注を行う手続に変更いたします。」と記載しておりましたが、規程類やマニュアルの整備・改訂を行っていく中で、本プロセスの改善策については、業務マニュアルに規定することが適当と判断いたしました。したがって、平成 25 年 11 月に業務マニュアルを制定し、受注プロセスにおいて作成された「起案書」に基づいて下請業者等への発注を行う手続に変更いたしました。

また、平成 25 年 11 月 26 日付 LE 社取締役会において決裁権限規程を改訂

し、「起案書」において記載された内容に一定の変更等が生じた場合にも、改めて受注プロセスと同様の承認を要するように決裁権限を明確化いたしました。発注プロセス以外の変更についても同様の手続を行うこととしておりますが、平成 25 年 12 月以降、変更が行われたのは 1 件（発注プロセスにおける、発注金額の変更）であり、手続き通りに行われていることを確認しております。

なお、契約期間 1 ヶ月を超える請負取引等案件の進捗に関しては、毎月 1 回、社長、執行役員及び管理部門のメンバーにて開催される FCM において、起案書に基づき、社長及び管理部門が当該取引の進捗状況等の確認を徹底しております。また、平成 25 年 12 月以降、仕掛品が発生した取引は 2 件ありましたが、同様に FCM において、起案書に基づき、取引の進捗及び受発注金額等に係る当初想定との乖離の有無の確認を行い、その上で、それらを踏まえて収益性低下の有無及び資産性に関する判断を行っております。

③売上計上プロセスの改善策

〔改善報告書に記載した改善措置〕

従来は、労働者派遣契約による取引に関しては勤怠管理表を、請負契約に関する取引に関しては取引先からの検収書または作業完了報告書の内容の確認をもって売上計上を行なっておりましたが、実在性が把握しづらい請負契約に関する取引においては、新たに管理部門による「起案書」に記載されている事項と下請業者等からの納品書及び請求書等の明細に齟齬がないかを確認する手続を設け、作業実態が把握できない抽象的な記載の証憑等については受理しない手続に変更いたします。

以上の LE 社における請負契約に関する取引について、当社経理部門が連結財務諸表作成の観点から、四半期ごとに売上計上プロセスに誤りがないかを「起案書」等の証憑に基づき再度検証する手続を実施してまいります。

また、スルー取引を判定するための「チェックリスト」を作成し、社内に周知徹底するとともに、最終的なスルー取引の判定は管理部門が行うことといたします。

〔実施・運用状況〕

平成 25 年 11 月 26 日付 LE 社取締役会において業務マニュアルを策定し、実在性が把握しづらい請負契約に関する取引においては、売上計上時に新たに業務部によるチェックを行う手続を明確化いたしました。具体的には、これまで請負契約に関しては、売上傳票の起票時に、事業部の担当者が検収書または作業完了報告書を伝票に添付することとしておりましたが、今後は、

それに加え、起案書、納品書及び請求書等の証憑を業務部に提出することといたしました。業務部ではその内容に齟齬がないことを確認することとし、その上で社長が最終的な売上の計上可否を判断することといたしました。さらに、請負契約に関しては、業務部が、平成 25 年 11 月に制定した「チェックリスト」に基づき、その取引の実態に応じて、証憑類の確認とあわせて、手数料相当額のみ純額計上とすべき取引または売上計上すべきでないスルー取引に該当するか否かの確認を行うこととしております。平成 25 年 12 月以降の前第 4 四半期に売上計上した請負取引（98 件）については、業務部が精査した上で社長が承認する前述の業務マニュアルに基づいた手続きを実施しております。なお、「チェックリスト」による確認に基づき、受注金額ではなく手数料相当額を売上計上することとした案件は 3 件ありましたが、作業実態がなく売上計上すべきでないスルー取引と判定された取引はありませんでした。

さらに、LE 社における請負契約に関する取引について、連結財務諸表作成の観点から、当社経理部門長が前第 4 四半期売上計上分における取引（同 98 件）について、LE 社にて実施された手続に対し、証憑を用いて再度検証する手続を実施し、売上計上プロセスに誤りがないことを確認いたしました。

④ 支払プロセスの改善策

[改善報告書に記載した改善措置]

従来より請負契約による下請業者等への支払いについては、LE 社代表の承認によって行っておりましたが、承認時に支払先・支払金額をまとめた簡易的なリストの確認に止まっておりました。今後は、管理部門が前述したプロセスにおいて作成された「起案書」と下請業者等からの納品書及び請求書等を再度確認の上、LE 社代表が承認する手続に変更いたします。

[実施・運用状況]

平成 25 年 11 月 26 日付 LE 社取締役会において業務マニュアルを策定し、請負契約による下請業者等への支払いについては、管理部門が前述したプロセスにおいて作成された「起案書」と下請業者等からの納品書及び請求書等を再度確認の上、LE 社代表が承認する手続に変更いたしました。

平成 25 年 12 月以降の前第 4 四半期売上計上分において、81 件の支払いがあり、その手続きに問題はありませんでした。

⑤ 与信管理プロセスの改善策

[改善報告書に記載した改善措置]

与信管理規程の整備により、管理部門による新規の取引先に対する信用調査を実施し、その信用調査結果及び取引条件等により相手先の信用度に応じた与信限度額を定めます。与信限度額5,000千円未満をLE社代表決裁とし、与信限度額5,000千円以上を取締役会の決裁とする手続を徹底いたします。

また、滞留債権においては管理部門による管理とし、必要に応じて取引先への照会、督促を直接行うことといたします。

〔実施・運用状況〕

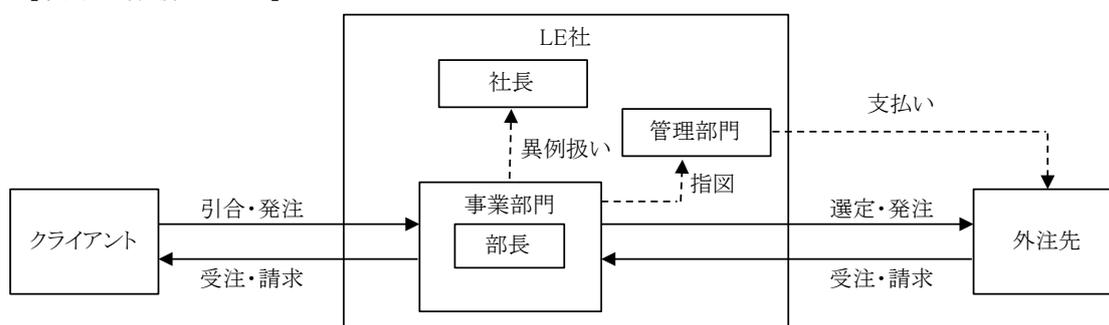
平成25年11月26日付LE社取締役会において与信管理規程を制定し、与信管理プロセスを明確化いたしました。具体的には、新規取引の開始にあたっては、営業担当者が必要事項を記入した「信用調査依頼書」を上長に提出し、上長は管理部門に信用調査を依頼します。管理部門は調査会社に調査を依頼し、調査結果を営業部門に伝達します。その信用調査結果等に基づき、取引先毎に与信限度額を設定いたします。

平成25年11月26日付LE社取締役会において全取引先に対し与信限度額を設定（今回は初回のため、金額にかかわらず全て取締役会にて決議）し、現在その範囲内にて運用を行っております。

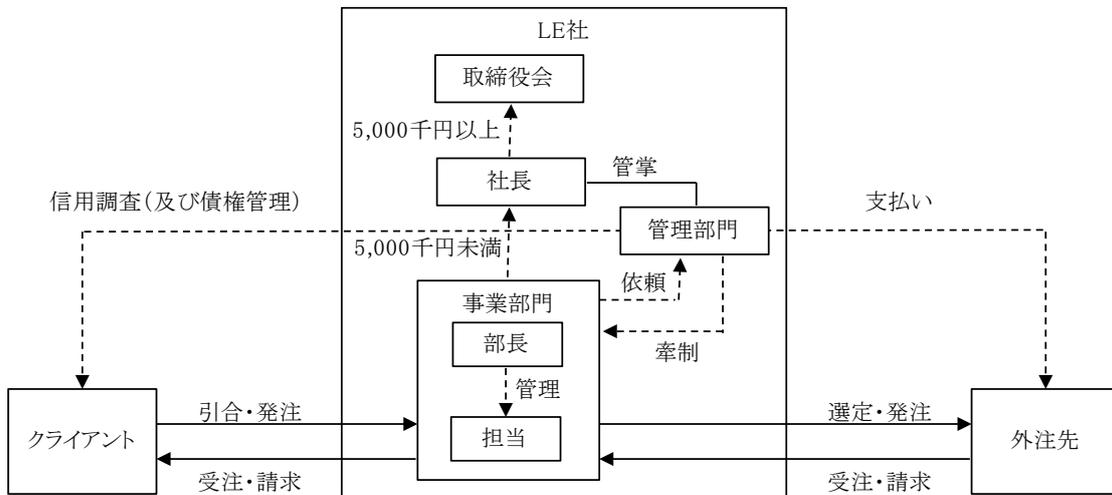
また、LE社において、平成25年12月に滞留債権（1件/15,475千円）が発生しましたが、事業部門と管理部門が連携し、無事回収が完了しております。

以上の内容を図示すると、次の通りとなります。

【従来の業務フロー】



【改善後の業務フロー】



(2)LE 社における他部門等からの牽制における改善措置

①FCM の改善策

〔改善報告書に記載した改善措置〕

現状各事業部からの売上見込み等の報告に止まっていたFCMについて、取締役会付議事項の事前審議機関としての位置付けを明確化し、受注プロセスにおいて作成された「起案書」に基づき、取引先に対する与信判断及び与信管理面にまで相互牽制する等、運営を強化してまいります。

〔実施・運用状況〕

LE社のFCMは毎月1回、社長、執行役員及び管理部門のメンバーにて開催し、今後の業績見通し及び個別案件の状況について、確認及び共有を行っております。平成25年12月より、従来の各事業部からの売上見込みに関する報告に加え、金額5,000千円以上の案件について、受注プロセスにおいて作成された「起案書」に基づき与信判断の妥当性等に関する案件の審議を行い、運営を強化しております。

②内部監査の改善策

〔改善報告書に記載した改善措置〕

内部監査規程を整備し、昨年度より実施している内部監査についてその内容の明確化をはかります。監査は内部監査規程に基づき管理部門が担当しますが、必要ある場合は管理部門以外のメンバーを臨時に監査担当職に任命することができるものとします。また、内部監査責任者は執行役員とし、当面ITサービス事業部執行役員が担当します。監査は定期監査と臨時監査に区分

し、定期監査は毎年度1回以上定められた計画に基づき行い、臨時監査は必要に応じて随時行います。監査担当は監査終了後すみやかに「監査報告書」をとりまとめ、代表取締役社長、取締役会、監査役に提出し、その写しを当社内部監査室に提出します。代表取締役社長は必要と認めたときは関係者による検討会を開催し、問題点を整理して対応策を検討し、検討の結果必要と認めたときは改善命令を出し、改善を求められた部門は改善計画等措置に状況を記載した「是正報告書」を作成し代表取締役社長に提出いたします。またその写しを当社内部監査室に提出いたします。

また、その前提である各事業部内において、事業部長による個別案件に対する日常的なモニタリングを強化してまいります。その上で、後述する当社内部監査室と連携し、内部監査の実効性を高めてまいります。

〔実施・運用状況〕

LE社においては、平成24年度より全社的な内部統制の評価対象事業拠点に加え、内部監査責任者を任命し、契約書の整備状況等の内部監査を開始しようとした状況でした。改善報告書においては「内部監査規程を整備し、昨年度より実施している内部監査についてその内容の明確化をはかります。」と記載しておりましたが、平成24年7月に制定した内部監査規程を見直した結果、規程自体を改訂する必要性は認められず、その運用を適切に行うことが適当と判断いたしました。

平成25年度のLE社における内部監査は、平成24年7月に制定した内部監査規程に基づき、平成25年12月から平成26年1月に売上計上を行った取引（派遣取引を含む全ての営業取引69件）について、業務フロー及び証憑が整っているかを検証する計画としており、平成26年2月にその計画通りに定期監査を実施いたしました。

さらに、当社内部監査室の指導により、平成26年2月売上計上分（派遣取引を含む全ての営業取引47件）について追加で業務フロー及び証憑が整っているかを検証し、平成26年3月にその監査を完了いたしました。その上で、平成26年4月22日開催のLE社取締役会において、「監査報告書」の提出がなされました。

現時点で検討会の開催を要する事項は検出されておられません。また、今後必要と認められる場合には、臨時監査を実施してまいります。

③管理部門からの牽制の改善策

〔改善報告書に記載した改善措置〕

業務分掌規程の整備により、管理部門の牽制機能としての位置付けを明確

化いたします。また、管理部門については、LE 社代表が直接管掌することといたします。その上で、管理部門は前述の「発注プロセスの改善」「売上計上プロセスの改善」「支払プロセスの改善」及び「与信管理プロセスの改善」に記載した手続を徹底してまいります。

〔実施・運用状況〕

平成 25 年 11 月 26 日付 LE 社取締役会において業務分掌規程を改訂し、これまで規定されていなかった管理部門である業務部の業務分掌を定め、与信管理に関する事項を業務部が担うことを明確化いたしました。その上で、業務部については LE 社代表が直接管掌することとし、前述の「発注プロセスの改善」「売上計上プロセスの改善」「支払プロセスの改善」及び「与信管理プロセスの改善」に記載した手続を実施しております。

④LE 社取締役会及び監査役機能の強化

〔改善報告書に記載した改善措置〕

平成 25 年 10 月 10 日の LE 社臨時取締役会において、社外取締役の中から新たに代表取締役を選任いたしました。また、当該代表取締役と当社代表取締役及び、当社取締役（経営企画グループ 兼 管理グループ担当）が LE 社の取締役会を構成すると同時に、監査役として当社常勤監査役が兼任する体制といたしました。前述の「発注プロセスの改善」に記載の通り、5,000 千円以上の取引を取締役会の決裁に変更する等、LE 社取締役会及び監査役機能の強化をはかってまいります。

〔実施・運用状況〕

平成 25 年 10 月 10 日の LE 社臨時取締役会において、社外取締役の中から新たに代表取締役として飛山晴彦氏を選任いたしました。同氏は、これまで企業経営及び企業再生に関する豊富な経験を有し、LE 社の再スタートにあたり最適であると判断しております。飛山氏と当社代表取締役及び、当社取締役（経営企画グループ 兼 管理グループ担当）から構成される LE 社取締役会を毎月開催し、業績を中心とした経営状況の確認に加え、改善報告書に記載した「決裁権限規程」「業務マニュアル」「与信管理規程」「業務分掌規程」の制改訂及び、5,000 千円以上の取引の審議を行い、ガバナンスの強化を図っております。

また、当社常勤監査役が LE 社監査役を兼任し、LE 社取締役会への出席に加え、当社内部監査室と連携し、改善報告書の履行状況について重点的に監査を行っております。

(3) 当社による子会社に対するモニタリング体制における改善措置

① 当社によるモニタリング実施基準の改善策

[改善報告書に記載した改善措置]

子会社による内部監査報告を踏まえ、同一の範囲についてサンプリング監査を実施すると同時に、ロールフォワードを実施することで、グループ内部統制の実効性を高めてまいります。監査は、内部監査規程に基づき内部監査室が担当し、必要ある場合は内部監査室以外のメンバーを臨時に監査担当職に任命することができるものとします。実施責任者は内部監査室長がその任にあたります。監査は定期監査と臨時監査に区分し、定期監査は毎年度1回以上定められた計画に基づき行い、臨時監査は子会社の内部監査報告の内容を踏まえて必要に応じて随時行います。監査担当は監査終了後すみやかに「監査報告書」をとりまとめ、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に提出します。代表取締役社長は必要と認めたときは関係者による検討会を開催し、問題点を整理して対応策を検討し、検討の結果必要と認めたときは改善命令を出し、改善を求められた会社、部門は改善計画等措置に状況を記載した「是正報告書」を作成し各社代表取締役社長に提出し、その写しを当社内部監査室に提出いたします。監査担当は要改善事項の改善実行状況を確認し、確認結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に提出いたします。

[実施・運用状況]

平成26年3月13日から平成26年4月11日において当社内部監査室によるLE社に対する定期監査により、平成25年12月以降の前第4四半期における業務運用状況及び全取引（派遣取引を含む全ての営業取引116件）について、適正な収益計上に必要な契約内容の検討及び承認手続きについて検証を行い、不備がないことを確認いたしました。今後、必要と認められる場合には、臨時監査を実施してまいります。

また、当社グループ内部統制の観点から、重要な拠点と位置付けている会社について、当社内部監査室による定期監査を実施しており、問題がないことを確認しております。

② 子会社からの当社への報告基準の改善

[改善報告書に記載した改善措置]

当社グループ会社管理規程等を改定し、グループ会社からは年度事業計画及び毎月の決算報告等の定例報告に加え、業績等に急激な変化が生じた場合及び10,000千円を超える滞留債権が発生した場合等には、発生事実及びその要因等に関する詳細な報告を義務付けてまいります。

〔実施・運用状況〕

平成 25 年 12 月 24 日開催の当社執行役員会にて、当社グループ会社管理規程を改訂し、グループ会社からは年度事業計画及び毎月の決算報告等の定例報告に加え、10,000 千円を超える滞留債権が発生した場合及び、業績に急激な変動が生じた場合（前年同四半期比において売上高・営業利益が 3 割以上減少した場合）には、当社経営企画担当役員に対し、発生事実及びその要因等に関する詳細な報告を行うことを義務付けました。グループ各社に対しては、平成 26 年 1 月 6 日に開催されたグループ全体朝礼において周知を行うとともに、平成 26 年 2 月 26 日開催のグループ会議において、その改定内容について改めて徹底を行いました。

本規程に基づき、LE 社にて発生した滞留債権（1 件／15,475 千円）について、平成 26 年 1 月 29 日開催の当社取締役会にて報告がなされました。なお、当該滞留債権は無事全額回収がなされております。

③当社経理部門におけるチェック体制の強化

〔改善報告書に記載した改善措置〕

連結財務諸表作成の観点から当社経理部門において、子会社の財政状態及び経営成績に対する増減分析に異常性が見受けられる場合は、子会社に対し異常性がある取引における証憑等の確認、子会社社員に対する質問等を引き続き行ってまいります。また、今後は当社内部監査室と連携し、異常性のある取引に関しては、社外の関係先に内容照会及び事実確認を実施する等、更に踏み込んだ対応を行ってまいります。

なお、LE 社における請負契約に関する取引につきましては、四半期ごとに当社経理部門が LE 社にて実施された手続に対し、証憑等を用いて再度検証する手続を実施してまいります。

〔実施・運用状況〕

連結財務諸表作成の観点から、前第 4 四半期における LE 社の請負契約に関する取引（98 件）について、平成 26 年 3 月 24 日から平成 26 年 3 月 31 日の期間、当社経理部門長が LE 社にて実施された手続に対し、証憑を用いて再度検証する手続を実施し、手続きに問題がないことを確認いたしました。

また、子会社に関する財政状態及び経営成績に対する増減分析（貸借対照表においては、各勘定科目の当該期末残高と前期末残高、前四半期末残高を比較し、2,000 千円以上かつ 30%以上の増減が生じている場合に、増減要因の調査を行うこととし、損益計算書においては、各勘定科目の四半期累計

金額を前年同期の金額と比較し、2,000千円以上かつ30%以上の増減比が生じている場合に、増減要因の調査を行うこととしております。)を行い、その結果として、調査を行うべき増減がありました。その理由は全て妥当なものであったため異常性が見受けられないことを確認しております。

(4) 当社グループにおけるコンプライアンス意識における改善措置

① 役職員教育の改善

[改善報告書に記載した改善措置]

平成25年11月開催予定のグループ会議（構成員は各社社長）において、グループ・コンプライアンス・ポリシーの再確認を行ってまいります。

また、LE社社員に対し、平成25年12月までに、当社コンプライアンス担当部門によるコンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の醸成をはかってまいります。さらに、LE社のみならずグループ各社において、毎年1回定期的に（法令の改正等必要がある場合にはその都度）コンプライアンス研修実施を徹底することにより、コンプライアンス意識の醸成をはかってまいります。

[実施・運用状況]

平成25年11月22日開催のグループ会議（四半期毎に当社代表、経営企画担当役員及びグループ各社代表もしくは役員が参加し、グループ及び各社の業績や課題、課題に対する対応策を確認・共有しております）において、各社に対し、改めてグループ・コンプライアンス・ポリシーを配布し、再確認及び各社への徹底を行いました。

また、LE社社員全員に対し、平成25年12月9日及び18日に、当社内部監査室によるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成をはかりました。

今後、グループ各社においても、毎年1回定期的に（法令の改正等必要がある場合にはその都度）コンプライアンス研修実施を徹底することにより、コンプライアンス意識の醸成をはかってまいります。

実施日	出席	講師	内容
平成25年11月22日	グループ各社 代表/役員	当社経営企画担当 役員	グループ・コンプライアンス・ポリシー
平成25年12月9日 平成25年12月18日	LE社社員全員	当社内部監査室	コンプライアンスの 重要性
毎年1回（予定）	各グループ会 社	各社管理部門	コンプライアンスの 重要性

②当社取締役会及び監査役会の改善

〔改善報告書に記載した改善措置〕

当社取締役会及び監査役会においては、グループ会社に関する毎月の決算報告に加え、年に1度グループ各社から直接報告を受ける機会を設けることで、これまで以上にグループ各社の経営状況の把握に努めてまいります。

なお、本件に伴う経営責任を明確にするために、LE社代表を兼務していた当社取締役は平成25年9月27日付にて辞任（LE社代表につきましては、平成25年10月10日付にて辞任しております）し、併せてグループ統制の観点から、当社代表取締役社長及びグループ会社管理担当取締役については減俸処分といたしました。

〔実施・運用状況〕

これまで以上にグループ各社の経営状況把握の一環として、平成25年12月25日開催の当社取締役会より、グループ会社社長もしくは役員より、各社の現状と課題及び、それに基づく事業計画について直接報告を受ける機会を設けております。今後も、毎月の決算報告及び年に一度の事業計画に関する定例報告のみならず、グループ各社の経営状況の把握に努めてまいります。

③内部通報制度の改善

〔改善報告書に記載した改善措置〕

当社における内部通報制度と同様に、LE社においても内部通報規程を定め、役職員からの法令違反及び不正行為に関する相談・通報において、適正な処理方法を明確にすることにより、社内における法令違反及び不正行為を未然に防ぎ、あるいは早期に発見して是正することで、コンプライアンス経営の強化をはかってまいります。

〔実施・運用状況〕

LE社においては、平成24年7月に内部通報規程を制定しておりました（改善報告書に「LE社においては内部通報規程が定められておらず、自浄作用が働かない仕組みとなっておりました。」と記載しておりましたが、このうち「内部通報規程が定められておらず」としていた部分については、事実誤認に基づく記載であったため、訂正させていただきます。）が、従業員に対するその周知が十分ではありませんでした。

そのため、平成25年12月9日及び18日に当社内部監査室によるコンプライアンス研修において、LE社社員全員に対し改めて内部通報規程を周知し、

社長、取締役会、監査役、業務部、当社内部監査室が通報先となっていることを確認し、社員からの法令違反及び不正行為に関する相談・通報に関して、適正な処理方法を明確にいたしました。なお、現時点で通報の実績はありません。

今後、各グループ会社において実施するコンプライアンス研修においても、同様に周知徹底してまいります。

(5) その他

① LE 社における役員構成の見直し

〔改善報告書に記載した改善措置〕

本件に伴う経営責任を明確にするために、LE 社代表は平成 25 年 10 月 10 日付にて辞任いたしました。前述の通り社外取締役の中から新たに代表取締役を選任し、ガバナンスを強化してまいります。

〔実施・運用状況〕

「(2)④LE 社取締役会及び監査役機能の強化」をご参照ください。

Ⅲ. 改善措置の実施状況及び運用状況についての評価

当社は、この度の不適切な会計処理により、株主、投資家並びに関係者各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けし、株式市場の信頼を損ねる結果となったことを重大に受け止め、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、当社グループの役職員が一丸となって再発防止策の実行にあたってまいりました。実行にあたっては、経営トップが率先して再発防止策の完遂に取り組み、役職員のコンプライアンス意識の醸成とともに、グループ全体のガバナンスの強化に尽力し、着実にその効果が表れていると認識しております。

ただし、本件に関連し当社が平成 26 年 4 月 3 日に公表いたしました「特別損失の計上（個別）に関するお知らせ」につきましては、本来であれば平成 25 年 10 月 10 日に公表いたしました「過年度に係る決算短信（訂正版）の公表及び有価証券報告書等の提出について」と併せて開示すべき内容であったと考えております。今後は、適時開示に関する理解をより一層深め、上場企業に相応しい開示体制を改めて徹底してまいります。

また、全役職員に対するコンプライアンス教育の継続的な実施等、環境整備に努め、関係各位の信頼回復に鋭意努力してまいります。

以上

(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額

(1) 第22期(平成24年2月期)の影響額

(単位:百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成24年2月期 第2四半期 累計期間	売上高	7,782	7,722	△59
	営業利益	404	394	△10
	経常利益	424	414	△10
	四半期純利益	172	158	△13
	総資産	5,848	5,785	△62
	純資産	3,533	3,492	△41
平成24年2月期 第3四半期 累計期間	売上高	11,785	11,635	△150
	営業利益	610	593	△16
	経常利益	661	644	△16
	四半期純利益	272	252	△20
	総資産	5,886	5,785	△100
	純資産	3,621	3,557	△63
平成24年2月期 通 期	売上高	15,783	15,458	△324
	営業利益	675	637	△38
	経常利益	729	690	△38
	当期純利益	253	156	△97
	総資産	5,957	5,752	△205
	純資産	3,613	3,446	△167

(2) 第23期(平成25年2月期)の影響額

(単位:百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成25年2月期 第1四半期	売上高	4,333	4,054	△279
	営業利益	175	162	△12
	経常利益	175	163	△12
	四半期純利益	76	46	△30
	総資産	6,024	5,776	△248
	純資産	3,653	3,447	△206
平成25年2月期 第2四半期 累計期間	売上高	9,179	8,538	△640
	営業利益	633	603	△30
	経常利益	633	603	△30
	四半期純利益	278	181	△96
	総資産	7,099	6,807	△292
	純資産	3,899	3,628	△270

平成25年2月期 第3四半期 累計期間	売上高	14,174	13,158	△1,016
	営業利益	920	871	△48
	経常利益	965	917	△48
	四半期純利益	445	334	△111
	総資産	7,055	6,757	△298
	純資産	4,027	3,736	△291
平成25年2月期 通 期	売上高	18,998	17,532	△1,466
	営業利益	1,045	992	△53
	経常利益	1,089	1,035	△53
	当期純利益	471	334	△136
	総資産	7,237	6,872	△364
	純資産	4,100	3,774	△325

(3) 第24期（平成26年2月期）の影響額

（単位：百万円）

		訂正前	訂正後	影響額
平成26年2月期 第1四半期	売上高	4,984	4,805	△179
	営業利益	394	386	△8
	経常利益	395	386	△8
	四半期純利益	209	157	△51
	総資産	7,524	7,128	△395
	純資産	4,276	3,899	△377

(別紙2) 改善措置の実施スケジュール

改善措置項目	計画	平成 25 年/平成 26 年					
	実績	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
(1) LE 社における個々の業務に対するチェック体制における改善措置							
①受注プロセスの改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 決裁権限規程改訂 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
②発注プロセスの改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 決裁権限規程改訂 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
③売上計上プロセスの改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
④支払プロセスの改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
⑤与信管理プロセスの改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 与信管理規程制定 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
(2) LE 社における他部門等からの牽制における改善措置							
①FCM の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 検討 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
②内部監査の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 規程確認 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用開始 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 監査実施 </div>	
③管理部門からの牽制の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 業務分掌規程改訂 業務マニュアル整備 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			
④LE 社取締役会及び監査役機能の強化	計画	実施 →					
	実績	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新体制発足 (10 月) </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 運用実施 </div>			

改善措置項目	計画	平成 25 年/平成 26 年					
	実績	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
(3) 当社による子会社に対するモニタリング体制における改善措置							
① 当社によるモニタリング実施基準の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	規程確認		運用開始		監査実施	
② 子会社からの当社への報告基準の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	規程改訂			運用実施		
③ 当社経理部門におけるチェック体制の強化	計画	検討 → 実施 →					
	実績	運用方針検討			運用実施		
(4) 当社グループにおけるコンプライアンス意識における改善措置							
① 役職員教育の改善	計画	→ (継続) ----->					
	実績	グループ 会議開催		LE 研修		----->	
② 当社取締役会及び監査役会の改善	計画	実施 →					
	実績	運用開始		グループ各社による直接報告			
③ 内部通報制度の改善	計画	検討 → 実施 →					
	実績	規程確認		LE 研修		----->	
(5) その他							
① LE 社における役員構成の見直し	計画	実施済 (10 月)					
	実績						